

10/30～ 児童虐待とDV 防止

11 月は「児童虐待防止推進月間」です。また、11 月 12 日から 25 日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。今週は、児童虐待防止とドメスティック・バイオレンス（DV）防止について理解を深めていきましょう。

まずはじめは児童虐待防止についてです。

最近、テレビや新聞、ラジオで児童虐待のニュースを目にしたり、聞くことが多くなりました。児童相談所の相談対応件数は、全国的に年々増加しており、兵庫県では、令和 5 年度 5,846 件となっています。こどもたちの心や体に深い傷を残し、時に生命さえも脅かす児童虐待は、法律上も禁止されている許されない行為です。

では、どんな行為が児童虐待にあたるのでしょうか。4 つのタイプを紹介します。まず、1 つ目は、こどもを殴る・蹴る・たたくなど体に暴行を加える「身体的虐待」、2 つ目は、性的行為を強要したり、性的な写真のモデルにするなどの「性的虐待」、3 つ目はこどもに食事を与えない、自動車の中に放置するなど、こどもの保護を怠ったり養育を放棄する「ネグレクト」、最後、4 つ目は、言葉の暴力やきょうだい間の差別などでこどもの心を傷つける「心理的虐待」です。

子育て中の皆さん、子育ては楽しいですか。思いどおりにならなくて疲れていませんか。子育ては、親の思い通りにはいかないものです。一人で悩みを抱え続けていると、ついつい、こどもへの虐待につながってしまうこともあります。子育てに不安を感じたり、つらいと感じたときは、誰かに相談してみましょう。

地域に住む皆さん、孤立しがちな子育て中の皆さんを温かい目で見守ってください。挨拶や声かけなどちょっとした「目くばり」「気くばり」が子育て中の親子を勇気づけます。地域でこどもを見守り育てるという意識が大切です。

次に、ドメスティック・バイオレンス（DV）防止について考えてみましょう。

暴力は、性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。しかし、特に配偶者や恋人などの親密な関係にある人からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなどの暴力は、重大な人権侵害です。

「自分が我慢していたらいい。」「怒らせないように」などと思っていませんか。あなたが「嫌だ」「怖い」と思う行為、例えば、殴る、蹴る、大声でどなられる、何を言っても無視される、性行為を強要されるなど、それらは、ドメスティックバイオレンス（DV）の一例です。

一人で悩まず、相談してください。あなたは一人ではありません。

相談を受けた人は、びっくりすることかもしれませんが、しっかり受け止めて相談先を紹介することが大切です。相談先として、丹波市 DV 相談支援センターがあります。勇気がいるかもしれませんが、まずは、お電話ください。電話番号は、86-8730 です。命の危険がある場合は、迷わず 110 番してください。

対等なパートナーとして生活していくためには、対話が必要です。暴力でなく、自分の思いを言葉で伝えることを大切に、互いを思いやる心を育みましょう。